

大子町地域脱炭素ビジョン【概要版】

1. 本ビジョンの策定背景と目的等

1-1. ビジョンの策定背景

ビジョンの策定背景として関連の深い出来事を以下に示します。

<2015（平成27）年 - SDGsとパリ協定>

- 第21回国連2030（令和12）年までの達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）が策定される。
- 気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択される。

<2020（令和2）年 - 2050年カーボンニュートラル宣言>

- 「2050年カーボンニュートラル」が宣言される。
- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定される。
- 「2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ作り」等の検討が始まる。

<2021（令和3）年 - 経済と環境の好循環に向けた動き>

- 経済の側面から「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（経済産業省）が策定され、環境の側面から「地域脱炭素ロードマップ」（環境省）が策定される。
- 「第6次エネルギー基本計画」（経済産業省）と「地球温暖化対策計画」（環境省）が改定される。

1-2. ビジョンの目的

『大子町地域脱炭素ビジョン（以下、「本ビジョン」）』は、大子町（以下、「本町」）から生じる温室効果ガスの排出量を削減を目的とします。また、温室効果ガス削減に止まらず、地球温暖化対策の実行による地域経済の振興も併せて目指します。

1-3. ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「経済と環境の好循環」を目指す国の動向などを踏まえ、「地球温暖化対策」と「地域経済振興」の2つの役割を担う計画として位置付けます。また、国や県、本町の地球温暖化対策に関する上位関連計画並びに地域経済の振興に関する計画との連携・整合を図ります。



図1. 上位関連計画と本ビジョンの位置付け

1-4. 期間

10年間：2024（令和6）年度～2033（令和15）年度
 なお、社会・経済情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

1-5. 対象範囲

- 適用範囲：本町の行政区域全域
- 対象とする温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）※
 ※「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」では、日本の温室効果ガスに占める二酸化炭素排出量の割合が約9割を占めており、温室効果ガスのほとんどを占めているためです。（2021年）

1-6. 基準年度

基準年度：2013（平成25）年度※
 ※国の『地球温暖化対策計画』で示されている基準年度との整合を図り設定しました。

2. 温室効果ガスの推移、排出量・再エネ導入の目標

2-1. 地球温暖化対策なしの場合の温室効果ガス排出量の推移（BAU※1）

- ・現状のままでも、2030（令和12）年度は国の目標である46%削減を達成します。
- ・追加的な地球温暖化対策を行わなければ、2050（令和32）年度のカーボンニュートラルの実現が困難であることがわかります。

表1. BAU※1ケースによる削減、国の削減目標

	2030（令和12）年度	2050（令和32）年度
BAUケースによる削減※2	約71.6%削減 (森林吸収量を考慮)	約70.4%削減 (森林吸収量を考慮)
国の削減目標※2	46%削減	カーボンニュートラル

※1 地球温暖化対策をせず現状傾向のまま推移した場合のケース
 ※2 2013（平成25）年度比

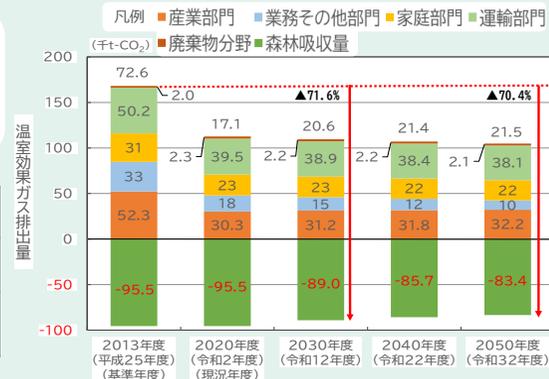


図2. 温室効果ガス排出量の推移（BAU※1）

省エネ推進や再エネ導入など地球温暖化対策を実施すると...

2-2. 地球温暖化対策ありの場合の温室効果ガス排出量の推移（脱炭素シナリオ）

- ・対策の実施により、2030（令和12）年度は国の目標を大幅に達成見込みです。
- ・2050（令和32）年度は、排出量が森林吸収量を大きく下回り、温室効果ガス排出実質ゼロを達成できる見通しです。

表2. 脱炭素シナリオによる削減、国の削減目標

年度	2030（令和12）年度	2050（令和32）年度
脱炭素シナリオによる削減※	約154.7%削減 (森林吸収量を考慮)	約229.1%削減 (森林吸収量を考慮)
国の削減目標※	46%削減	カーボンニュートラル

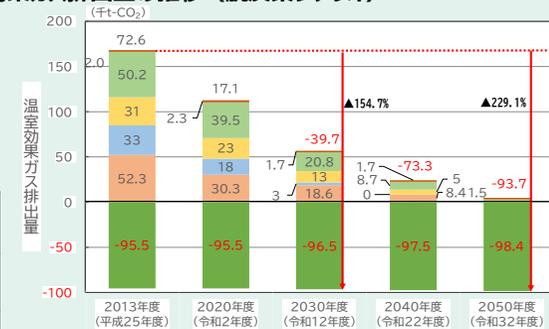


図3. 温室効果ガス排出目標（脱炭素シナリオ）

2-3. 再生可能エネルギー（電気）導入目標

本町の再生可能エネルギー（電気）導入ポテンシャル量は、3,594.4 TJとなっています。導入目標は、太陽光発電を2030（令和12）年度400 TJ、2050（令和32）年度600 TJとします。太陽光を選定した理由は、町内における再生可能エネルギーの導入実績やポテンシャル等を踏まえ、今後も太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が見込まれるためです。

表3. 再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー	導入ポテンシャル (TJ)	導入目標量 (TJ)	
		2030年度 (令和12)	2050年度 (令和32)
電気	太陽光	400 TJ	600 TJ
	建物系		
	土地系		
	風力、中小水力など	0 TJ	0 TJ
再エネ（電気）合計		400 TJ	600 TJ

※再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合、現状の導入目標で定める以外の有望な再生可能エネルギーの導入を検討します。

将来像

地域の賑わいととも到大子町ゼロカーボンシティの実現

基本方針

基本方針 1 脱炭素化の推進

2050（令和32）年度ゼロカーボン達成するため、町内において公共・民間・町民などの取り組みを行い、各主体が相互に連携することにより地域内の脱炭素化を推進します。脱炭素化を推進するだけにとどまらず、地域経済の振興、災害対策に貢献する施策の実施を目指します。



基本方針 2 みどりの資源保全と活用の推進

本町のみどりの資源を活かした2050（令和32）年度ゼロカーボン達成のため、豊富な森林資源等の保全と活用を推進します。

また、本町の林業振興に貢献する施策の実施を目指します。



基本方針 3 人材育成の推進

2050（令和32）年度ゼロカーボン達成の担い手を確保するため、人材の育成を推進します。人材の確保により、本町の地域経済の振興に貢献することのできる担い手づくりを目指します。



施策の内容

- 1-1. 太陽光発電設備の導入推進 **公共 民間 町民**
 - ・町内の脱炭素化を加速させる行政の率先行動とするため、太陽光発電設備の導入を推進します。
 - ・公共施設における太陽光発電設備の導入調査、設計、工事等を実施します。実施にあたっては、地域経済の振興や災害レジリエンス強化等への貢献を目指します。
 - なお、導入推進にあたっては、条例を遵守し、地域住民や景観、環境などに配慮します。
- 1-2. LED化の推進 **公共 民間 町民**
 - ・建物や街灯などにおいて省エネルギー化を推進するため、照明設備のLED化を推進します。
 - ・防犯灯のLED化を進めます。
- 1-3. 脱炭素化に寄与する電力の購入 **公共 民間 町民**
 - ・電気の使用による二酸化炭素排出量をゼロとするため、脱炭素化に寄与する電力（環境価値付き電力）の購入を推進します。
- 1-4. 電動車等の導入推進 **公共 民間 町民**
 - ・環境負荷の低い交通手段の活用を進めるため、電動車の導入を推進します。公用車や公共交通など電動車の導入を積極的に進めます。
 - ・充電設備の整備により、ゼロカーボンドライブを推進します。環境にやさしい交通手段の基盤整備により、グリーン・エコツーリズムを推進します。
- 1-5. 環境にやさしい自動車利用の推進 **民間 公共 町民**
 - ・自動車利用による環境負荷を低減するため、観光客等が利用できるカーシェアリングを推進します。
 - ・電動車やプラグインハイブリッド自動車の利用を推進するため、町内各所における急速充電器の整備を推進します。
- 1-6. 普及啓発の推進 **公共 民間 町民**
 - ・太陽光発電設備や蓄電池、LED、環境価値付き電力・RE100、電動車等が町内で普及するような制度や支援策などの検討を進めます。
 - ・デコ活※の実施等、公共・民間・町民が脱炭素化に関わる行動変容を促すための普及啓発を進めます。
 - ・普及啓発の推進により、脱炭素に対応した地域経済社会の構築を推進します。
- 1-7. 廃棄物の削減と循環型社会形成の推進 **公共 民間 町民** ※デコ活:脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと
 - ・廃棄物由来の温室効果ガス排出量を抑制するため、廃棄物の削減と循環型社会の形成を推進します。
- 2-1. 森林整備の推進 **公共 民間 町民**
 - ・町有林における森林整備を推進します。
 - ・町内の民有林においては、森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を、茨城県、林業経営体と共に連携して推進するとともに、整備（植栽から保育等）に対する経済的な支援を行います。
- 2-2. 森林資源の活用 **公共 民間 町民**
 - ・公共施設の改築や改修等において町内の八溝材等を使用した建物の木質化を推進します。
 - ・日常生活における木製品の利用等に関し、イベントや広報で普及啓発を行い、木材活用を推進します。
- 2-3. 森林整備に関する周知 **公共 民間 町民**
 - ・森林整備の重要性を周知するため、森林環境教育を推進します。
- 2-4. 緑化の推進 **公共 民間 町民**
 - ・緑の羽根募金等を利用して、小中学校内における緑化を推進するとともに、自発的に町内で行われている里山整備等を推進します。
- 2-5. 木質バイオマスエネルギーの利活用推進 **公共 民間 町民**
 - ・町内の森林資源を活かした地域の脱炭素化と地域経済振興（林業振興等）のため、既存木質バイオマス発電所の更なる活用や、木質バイオマスボイラー等の木質バイオマスエネルギーの利活用を推進します。
- 2-6. クレジットの推進 **公共 民間 町民**
 - ・森林資源を活用したクレジットの利用を推進します。
- 3-1. 環境教育の推進 **公共 民間**
 - ・小中学校の教育課程において、地域資源を活用した環境教育（エネルギー、森林整備等）を推進します。
 - ・県立大子清流高等学校等と連携した環境教育の検討を進めます。
 - ・町内の林業事業者の人材供給源となっている県立大子清流高等学校生への支援を継続して実施します。
 - ・担い手の積極的な育成により、本町の地域経済の振興を目指します。
- 3-2. 脱炭素に関する人材の育成 **公共 民間**
 - ・脱炭素に関連する産業に関し、町外の事業者との連携を図りながら、地域経済の担い手となる人材の育成を推進します。

効果

地域経済の振興

再エネ電力を活用した環境にやさしい交通手段の導入等によるグリーンツーリズムの推進など地域の産業を振興します。



少子高齢化人口減少の抑制

再エネ導入でエネルギー費を減らし、産業競争力を強め雇用を拡大します。
働く場が確保され若者の流出防止などにより人口減少・高齢化を抑制します。



レジリエンス強化

災害時に稼働する再エネ導入により防災対応力を強化します。



温室効果ガスの削減（脱炭素化）